

# 慶應義塾の法律相談所

——戦前期法律鑑定部の創設と展開——

加藤 学 陽

はじめに

- 一 法律鑑定部の概要
  - 二 法律鑑定部の理念
  - 三 法律鑑定部の実践
- おわりに

はじめに

「法律の社会化・民衆化」<sup>(1)</sup>を推進した大正期の法律家の中には、一般民衆に対して無料もしくは安価で法律相談の門戸を開くものが現れ始めるが、それはときに大学における社会事業と結びついて行われることとなる。具体的には一九一八（大正七）年片山哲、星島二郎により東京帝国大学基督教青年会の一室に設けられた「簡易法律相談所」であり、これは一九二〇年に「中央法律相談所」として独立する<sup>(3)</sup>。関東大震災後は、借地借家、バラ

ックなどの法律問題の解決のため、一九二四年に小野清一郎を中心に東京帝国大学仏教青年会に無料法律相談部が設置される<sup>(5)</sup>。また著名な東京帝国大学セツルメント法律相談部は、震災救援を行った「学生救護団」の活動を永続化すべく、「大学拡張」(university extension)の理念のもとイギリスのトインビー・ホールをモデルとする東京帝国大学セツルメントが同年本所区柳島に設置されたことに始まり、これを主導した末弘巖太郎、穂積重遠の協力もあり翌二五年「相談部」を「人事法律相談部」に改めたことで本格化する<sup>(6)</sup>。これらの試みは一九二八年(昭和三)年に中川善之助による東北帝国大学の宮城県社会事業協会法律相談所<sup>(7)</sup>、私学においては一九二〇年雉本朗造を中心に立命館大学附属日本法律研究所<sup>(8)</sup>、一九三二年に明治大学法学会実習部<sup>(9)</sup>、一九三六年には日本大学で数日間のみであったが松波仁一郎も参加したとされる「大衆法律無料相談所」<sup>(10)</sup>などが開設されたように大正昭和初期にかけて一定の広がりを見せてゆく。

このような中で慶應義塾における法律相談事業は一九二八年に法律鑑定部が創設されることで発足する。『慶應義塾百年史』では学生団体法学会の活動のうち「特に異色のあるもの」として強調されるが、これまでに法律鑑定部が主たる研究対象となることはなかったようである<sup>(12)</sup>。本稿では法律鑑定部の理念や活動を繙き、近代日本法史、大学史上果たした役割について考察する。

## 一 法律鑑定部の概要

### (1) 設立の趣旨

法律鑑定部は如何なる目的を以て創設されたのであろうか、法律鑑定部創立趣意書は次の通りである。

法律の民衆化と学園の(マ、以下同)解放とは屢々幾多の方面より叫ばれて参りました。けれども残念乍ら今日尚其結果の見るべきもの尠きを憾とするものであります。

学問の實際的応用。自由と正義とはもとより吾々三田の学徒の精神となし来つたところでありませぬ。茲に吾々の主張を実現せんとする一つの手段とし、社会一般の為に法律学徒の使命を自覚し誠意と熱心とを以て斯界に曾つて例を見ざる画期的企図たる法律問題の御相談を受け鑑定に応せんとするものであります。

固より今日幾多の専門家の居られることは勿論であります。とは云へ之等専門家に依頼するには相当の費用を必要と致します。殊に時により正しき者も其当然の主張をなし得ざる状態におかれることがないとは申されませぬ。

吾々は此等専門家に依頼する便宜なき方々を特に歓迎致します。吾々の誠意と熱心とを信じて御遠慮なく御来談下さい。<sup>(13)</sup>

法律鑑定部の発足と同年に刊行された、末弘巖太郎編集とされる『現代法学全集』は、その発刊の趣旨において、一九二八年は普通選挙の実施、陪審法が施行される年であり、立法と司法に関わる「民衆」に対して法律知識を与えることを目的とした「法科大学の開放、其拡張」を主張しており、<sup>(14)</sup>この宣伝には「法律の社会化」と

「法科大学の開放」がキーワードとして提示されていた。<sup>(15)</sup>法律鑑定部の設立趣旨冒頭に示された「法律の民衆化」および「学園の解放」はこれらの標語に通じるものであったと考えられ、同時代の法学の使命に込め得るものとして法律鑑定部を意義づけている。また、末弘巖太郎は帝大セツルメント法律相談部を主導したが、その意義について端的に報告している。まず、帝大セツルメントの目的を「知識の分与」と「實際知識の吸収」であるとするが、特段セツルメント法律相談部の目的について「(一)一般の相談者に法律的知識を与へること(二)学生が之れを通して法律の生きた姿を知り得ること(演習)(三)裁判所に現はれずして斃り去られて居る諸々の法律問題即ち現行法令の欠陥を観測すること」<sup>(16)</sup>の三点を挙げている。これは当時の大学における法律相談事業全般の

意義を端的に示しているものと考えられ、法律鑑定部の活動にも共鳴する部分もあったであろう。一方、創立趣意書に強調されたのは「学問の実際的応用」を「三田学徒の精神」とする『学問のすゝめ』一二編の「学問の要は活用にあるのみ」にも通じる独自性でもあった。以下、法律鑑定部設置の具体的経緯についてみてゆこう。

## (2) 法律鑑定部創設の経緯

法律鑑定部設置の遠因と考えられるものは、慶應義塾における「大学拡張運動」<sup>(17)</sup>の受容である。一九二〇年慶應義塾大学が大学令による設立認可を受けた際、慶應義塾幹事石田新太郎による「義塾教育に関する卑見」が発表された。<sup>(19)</sup>認可に関しては慶事としてつつも「従来不当なる教育法令がありまして義塾のやうな歴史あり且功績ある学校を格式上官立以下に抑へ付けてきたものが時勢の変化竟にその教育法令が破壊されたのに過ぎませぬ」とあくまで官立大学に対する法令上の差別が撤廃されたに過ぎず、「今後安閑として無為無策であつてはならぬ」と更なる改革の必要性を訴える。その具体的方策として①学生の自発能動的学習態度の養成、②福沢の学問の通俗化の精神に基づく社会に対する奉仕、③設備拡張のため維持会の拡大の三点が主張される。<sup>(20)</sup>特に②については福沢による学問の通俗化に着目し、「講堂に於て高尚なる学理の研鑽を樂むと同時に外に向つては学理を通俗化して民間に伝へるといふ処に義塾の学風を認めてよい」と考え、当時の労働問題に関して「労働者の智徳が低くして事の善悪を判断する能力に欠けて居つては労働問題の健全なる解決を見ることが六づかしくないか」とし、「民衆の智見を開いて事の善悪を判別することを教へ自制自尊の精神を鼓吹して輕拳妄動を避けるやうに致すが急務」と、具体的には校外教育の実施と簡易なる読物の刊行を挙げ通俗教育の拡張が必要であることを主張する。<sup>(21)</sup>

この趣旨を受けて経済学部助手園乾治の「欧米における大学拡張運動」(『三田評論』二九二、二九三号、一九二

一年)、経済学部助手金原賢之助の「大学植民に就いて」(『三田評論』二九四、二九五号、一九二三年)が発表されており、慶應義塾内において大学拡張による貧民救済事業についての関心が高まってゆく。とりわけ英米の University Settlement を「大学植民」として紹介した金原は、「セトルメント」の事業のひとつとして「法律顧問部を置いて無料にて各種の法律上の質問に対して応答を為す。斯くして遺産相続の問題とか、保険会社との争議とか、労働者と雇傭者との間の紛争と云ふが如き諸種の事件に就て労働者の利益を保護する」(22)ことがあることも例示した。しかしながら法学部長神戸寅次郎がこれらの議論にどのように反応したかは明らかではなく(23)一九二〇年頃の「大学拡張論」の中で示されたセトルメント型の法律相談は慶應義塾においては実現せず、法律鑑定部の直接の契機とは考えられない。

法律鑑定部は慶應義塾大学法学部の学生を中心に組織された法学会の一事業として始められたものであり、法学会の改組問題が法律鑑定部設立の近因となる。この法学会の始まりは一八九八(明治三一)年より行われていた大学部法律科学生による討論会と考えられ、翌九九年五月より「法学会」の名称で討論会が行われている(24)。一九〇二年以降は「三田法学会」の名称で主に帝大教授や法曹といった塾外の専門家による講演会などが開かれ、法律科学生の研究の場であるとともに教員たちとの交流の場でもあった。一九二〇年に会則を改め、法学部法律科学生全員を会員として組織を強化し(25)、一九二八年には当時助手であった津田利治を中心に会則を改正、第一条に「慶應義塾大学法学会」の名称が定められ、一九三〇年六月以降機関誌『法学会誌』も刊行した(26)。

法律鑑定部の設立は一九二八年の法学会の改組によるものであるが、津田利治の回想によれば、名目的に講演会なども開かれていたが、実質「法学会の主な支出は運動会の選手応援費」、「運動会応援資金調達の組織」となっており、一九二七年頃に法学会の不振が問題となっていた。そこで津田は法学会会長でもあった神戸寅次郎へと相談し、同年一月頃委員会において法学会会則改正を議決、「法学会を学生の研究上の親睦団体として改組」

し、「学生たちが興味を持って参加し得る」仕事として法律鑑定部が着想される<sup>(27)</sup>。構想の経過に関して塾内新聞の『三田新聞』は「大学の社会化を提唱し法学会の大活躍 模擬裁判を開催したり事実問題を鑑定したり」と見出しを付け、以下のように報じた<sup>(28)</sup>。

近來甚だしく不振で存在さへ疑はれようとして居る法学会は今学期に入つてから屢々委員会を開いて發展の準備に忙しい、新事業の主なものは演習会、模擬裁判の開催一般世人の依頼に依りて法律上の鑑定をなすこと等である、此の何れを見ても、従来畑違ひに多く發展して法律界に伸びなかつた法学部が其の本来の目的の方面に活躍する機運に出会はしたもので嬉しい先づ演習会であるが之は此春法学部長神戸教授を会長に頂いて發会した法学演習会の仕事を引継いで既に民、商、憲法等を演習して居る、模擬裁判は興味ある時事問題を捉へて或は蒲田辺りの女優をも交へて毎年二回位開催する、性質から云つて地味な仕事ばかりする法学会唯一の華かな催でもあらう、ともかく今秋か来春には三田の山で急拵への判検事の裁判や論告が見聞出来るだらう、法律上の鑑定は神戸博士の大いに尽力されるところでまた最も注目値するものである、即ち米国の大学では既に此企は実施されて居るがわが国の大学では未だ前例がない、又無料か実費かで鑑定するので貧困者救済の点でも有意義だし更に又法学部生を益すること勿論であるこれに付ては米國大学に於ける実施の状況を取調べ中であるから近く実行されること、思ふ

法学会の問題に加え、学生の多くが実業界を志向するため法曹養成の実績が振るわず、例えば『法律新聞』において「六法臭くない法科<sup>(29)</sup>」との称が強調される程であつた義塾法学部の問題の改善も期待されており、模擬裁判などの実践的な取り組みが採用されている。神戸寅次郎は新事業の中でも特に「大学の社会化」にも貢献し得る法律鑑定について重視していたことが窺える。

## (3) 法律鑑定部の組織

一九二八年一月三〇日改正の法学会会則第三条には「本会ハ独立自尊ノ精神ノ下ニ會員相互ノ交情ヲ温メ徳義ヲ厚シ智識ヲ交換シ因テ我国法律学ノ進歩発達ニ努ムルヲ以テ目的トス」と法学会の目的が定められ、第四条にはこの目的を達成するための八つの事業（「研究会ヲ開クコト」、「討論会ヲ開クコト」、「模擬裁判ヲ開クコト」、「講演会ヲ開クコト」、「一般世人ノ依頼ニ応シ法律上ノ鑑定ヲ為スコト」、「懇親会ヲ開クコト」、「雑誌ヲ発行スルコト」、「其他本会ノ目的遂行上有益ナル事業」）が列挙される。これらの事業の具体化のために、英米法研究部、独法研究部、仏蘭西法研究部、法律演習部、会報部、そして法律鑑定部の各々が設置されることとなった。<sup>(30)</sup>

初期の法律鑑定部のスタッフについて、津田利治所有の法律鑑定部資料によれば、鑑定顧問に神戸寅次郎、西本辰之助、西村富三郎、鑑定員として添田博夫、津田利治、天野雋一、宮崎澄夫（以上発起人）、今泉孝太郎、大原信一、滝沢寿一（以上昭和三年加入者）、川辺幸吉、吉原利郎、三浦敏道、島谷英郎（昭和四年加入予定者）の名が挙げられる。鑑定員については、担当事件の分類も示されており、人事事件を今泉、財産事件（民事）を川辺、大原、行政事件を滝沢、財産事件（商事）を津田、刑事事件を天野、宮崎が担当することとされる。鑑定員は義塾出身の実務家、助手から構成されており、彼らを中心として一九三二年に三田法曹会も結成されている。これらの役職の具体的な役割については、まず顧問は鑑定員の指導者として地位があり自ら鑑定することも可能とされ、慶應義塾にて法律学を講じる教授、助教、講師が就任するものとされる。鑑定員は直接鑑定の際にある者であり、塾出身の諸専門家が担当する。法学会所属の学生は研究員であり、鑑定の傍聴権、場合によっては鑑定に対する発言権もあった。主任・副主任は鑑定部を代表し、各般の事務を管理するものであり、一九二九年に津田利治が主任、今泉孝太郎が副主任に就任している。<sup>(33)</sup>

以上を鑑みるに法律鑑定部が設置された背景には、学生の研究活動であった法学会の充実を図るといふ目的が

あったが、経済学部の影に隠れていた法学部が法曹養成という法律学の使命を果たすための改革を必要としていたことが重なっており、ここに「法律の民衆化」「学園の解放」といった風潮への同調に留まらない慶應義塾固有の問題も存在していたと考えられる。

## 二 法律鑑定部の理念

### (一) 神戸寅次郎の法律鑑定部構想

上述の通り、法学会の改革に際して会長神戸寅次郎が特に力を入れたものが法律鑑定部であった。その趣旨について神戸は「この計画は米国のリーガル・エイド・ソサイエチーを真似たもので、丁度病院が無料診療所を設けて貧民救助をやると共に研究資料を得るやうに、当相談所でも出来るだけ丁寧に相談に応じ、社会奉仕をなすと同時に各種の法律問題研究の資料を集める訳です<sup>(34)</sup>」と語る。この趣旨は新聞に発表されたもので、特段社会奉仕の側面が強調されているが、神戸の意図についてはまた、医学部に病院があることと同様に、法学にも実践に結び付ける臨床講義の必要性を説くものであり、法曹界に多くの人材を送り出すことを念願としたものであったともいわれている<sup>(35)</sup>。

### (二) 今泉孝太郎による法律臨床講義との関連付け

顧問となる神戸寅次郎は法律鑑定部の設置には尽力したが、実質的な主導者は法曹資格を持つ次世代の鑑定員たちが担ってゆくこととなる。一九二五年に高等試験司法科に合格、一九二八年四月より慶應義塾大学法学部助手に就任する鑑定員の今泉孝太郎<sup>(36)</sup>は、アメリカにおける法律扶助運動の紹介を行い、特に法律臨床講義に着目し

法律鑑定部の活動と関連付けを行つてゆく。まず、今泉は一九二九年『三田評論』に「法律扶助運動」と題する論稿を掲載する。ここでは、冒頭でアントン・メンガーによる法律の社会的使命を示しつつ、法律扶助運動が「如何なる貧窮者と雖、尚その権利を主張し得る機会を持つることの満足を与へることは、現代法律秩序の避くべからざる革命を平和的方法によつて達成せしめることに尠からず貢献するであらう」とその使命に適う重要な事業である点を指摘する。次いで法律鑑定部の活動について鑑定件数を提示しつつ「忠実にその使命を尽しつつあることを知るとき、欣然たるものなきを得ない」と評し、法律鑑定部の活動が法律扶助運動の経験となつたことを確認する。この論稿の大部分は「近日神戸先生が鑑定部に寄贈せられた John MacArthur Maguire の著 *The Lance of Justice* (1928) に拠つて米国に於ける法律扶助活動の現在を一瞥する」ものであり、ニューヨークの法律扶助協会 (The Legal Aid Society) を中心にその成立の歴史にも遡り詳細な紹介がなされている。<sup>(37)</sup>ここでは、法律扶助協会は独立した団体であり、大学との直接的な関係、その教育的側面は説明されてはいない。

そこで今泉は一九三一年に「法律相談鑑定部批判」<sup>(38)</sup>を発表し、米国の法律扶助団体の活動として、大学の法科から学生が参加する法律扶助臨床講義が実現したことを述べる。特に「我が法律相談鑑定部が前述の所謂法律扶助臨床講義 (Legal Aid Clinic) に属するものであることは贅言を俟たずして明かである。茲に於て米国に於ける法律扶助臨床講義に対する批判は、寔に以て我が法律相談鑑定部を磨くべき他山の石となる」と述べ、法律鑑定部が最も参考とすべき対象をアメリカで行われていた法律扶助臨床講義に定めたのである。<sup>(39)</sup>

さらに今泉は「米国諸大学に於ける法律臨床講義 (Legal Clinic) の実状」<sup>(40)</sup>を発表し、①法律扶助臨床講義の諸問題に関する文献の紹介、②この運動の現在の範囲、③設置される組織の形態、④実施費用の基金について報告を行つている。文献の紹介では、例として主に米国の「法律評論」(*The Law Reviews*) などに掲載された文献を挙げているが、ここで注目できるのが慶應義塾大学部法律科初代主任教授であったウイグモア (John Henry

Wigmore<sup>(41)</sup>の文献が挙げられている点である。それによるとウィグモアは法律扶助協会また法律臨床講義に関心を抱いており、ニューヨーク弁護士会のロー (Rowe) 氏による「法律臨床講義をすべてのロー・スクールの付属機関として設置すべき」という主張に強く賛同し、「医療や外科にクリニックがあるのなら、法律にもクリニックがあつて然るべきではないか。クリニックとは何か。それは教育と慈善を融合させるものであり、両者を損なうことなく効果的に結びつける。そして両者の可能性を倍增させる。すなわち、教育と慈善の双方に対して、他の方法では成し得ない不可欠な役割を果たすのである」とその理念を述べている<sup>(42)</sup>。前述の通り神戸寅次郎は法律鑑定部のモデルとして Legal Aid Society と医学の臨床を引き合いにした法律臨床講義を示していたが、この事業への関心は師匠ウィグモアと共通のものであつたことが確認される<sup>(43)</sup>。また、ウィグモアは一九二二年六月に設立された全米規模での法律扶助会の連絡組織であつた全国法律扶助協会連盟 (National Association of Legal Aid Organizations) の副総裁に就任しており、国際連盟に働きかけジュネーブにおいて無産者に対する国際的法律扶助に就ての専門家会議が開催されたこと<sup>(44)</sup>もあり、法律扶助運動を世界規模で普及、改良させることにも積極的に関与していた点が看取される<sup>(45)</sup>。

### 三 法律鑑定部の実践

#### (1) 社会奉仕か法学教育か? —— 法律鑑定部の性格をめぐる議論

米国の法律扶助運動と法律臨床講義をモデルとした法律鑑定部であつたが、鑑定部の性格を巡っては「法学の研究を第一の目的となす可きや、将、社会奉仕を第一の目的となす可きや<sup>(46)</sup>」という議論が起ることもあつた。ここでは、法律鑑定部が実際にはどのような方法で法律相談を行つていたか、その取り組みを辿り特徴づけてみ

たい。

法律鑑定部は一九二八年二月一日より始動するが、その依頼人の募集についてはラジオ放送によって呼びかけることや各種新聞に記事を掲載する形で行われた<sup>(47)</sup>。相談の申込は万来舎にて毎週火曜日と土曜日の午後三時から午後五時の間で受け付けることとしたが、これに加え書面による郵送での相談を受け付けている<sup>(48)</sup>。口頭のみならず、書面での相談を受け付けたことは法律鑑定部の特徴でもあるが、東京近郊のみならず、遠方からの法律相談も受け付けることで、日本全国の法律問題の収集、支援を行うことを可能とするものであったと思われる。

相談費用に関しては無料であり、弁護士に依頼するだけの資力を持たない人に対して法律相談をするという社会的使命に応えるものであるが、依頼者には無資力の証明を求めず、法律相談の対象者を労働者といった特定の階級に限定しなかつたようである。帝大セツルメント法律相談部や明治大学法学会実習部では無資力者に限定していたが<sup>(49)</sup>、この点について西本辰之助は「私の考では慈善的に法律上の相談相手となることは鑑定部の主要なる一使命であるには相違ないが、併し其使命の全部ではない。従て事件の種類と性質とに依つては必ずしも有資力者の依頼を拒絶するに及ばない」とし、訴訟を起す前に勝訴の見込みがあるかの判断や、紛争の予防が目的の相談も認めており、法律鑑定部の役割を弁護士に代わり「平易簡便に水先案内の役目を勤めるならば将来の法律上の紛議を予防し、従つて訴訟を減少するの一助ともなろうか<sup>(50)</sup>」と考えていた。

また、無料で法律鑑定を行うことに関して鑑定部の学生により「現今数多の専門家は、各々鑑定乃至弁護の事務を執つて居らるる事勿論ではあるが、之等専門家に事件を依頼するには、通常相当の費用を必要とする。而も屢々見らるるが如く、所謂『三百代言』なるものが横行し、依頼者の弱味に乗じて、詐欺的に金銭を搾取して居る。而して之れが救済策は、従来種々講ぜられては居るが、未だ其の完全の域に達するに至らぬのである。これが為め、尠からざる人々が、其の正当なる主張を為し能はざるの悲惨なる結果を甘受せざるを得なかつた、我

鑑定部は斯る欠点を補ふべく、正義と熱誠とを以て、其事務を行つて居るのである<sup>(51)</sup>との見解も語られているが、所謂悪徳弁護士によつて正当な権利主張が行えない弊を正すという趣旨であり、専ら弱者のために法律相談による救済を行うという趣旨はあまり見えてこない。さらに、峯村光郎は「一般的に見ると救済事業としては全く微々たるものと云へよう。殊に財政上から云つても、その維持費すら十分に持たぬ現状に於て、無産者全体と云ふものを眼中に置いて考へたら、その点に於ては余り大したものではない。けれども此制度の下に於ても法学教育の方面に於て相当の結果を挙げることは必ずできるであらうし、又實際社会に生起流動する現象を材料とする法律実験所として、現行法の欠点を如実に指摘して立法への導線を見出すこともできるであらうし、無産者に特有な問題を通じて今後の所謂保護立法の必要を感得し、更に予防法学の発達に対しては幾多の貢献をなすことができる<sup>(52)</sup>」と法学教育・研究を重視する考えを提示しており、無産者救済については、むしろ立法の不備を見出すことにより、保護立法の成立に期待するべきものとの理解が示されている。

総じて、法律鑑定部の実際の役割として、社会奉仕という色彩は比較的薄いものであったと評せざるを得ないのであるが、そもそも法律相談という方法によつて弱者救済を行うということ自体が困難であったことが指摘されている。「東京帝国大学セツルメント十二年史 法律相談部史」は例えば債務問題に関して困窮する債務者が法律的な保護を求めてきたとしても「一時の救護策を講ずることが我々の為し得る大部分になつてしまふ。ともかくそれは致し方ないこと、債権債務の明瞭な法律関係に於て、債務不履行の結果襲い来るものは何とも仕方ない<sup>(53)</sup>」としており、末弘厳太郎も「法律相談に於て具体的に法律が決して被搾取階級の利益の爲めに作られてゐないことを知らしめること<sup>(54)</sup>」と、法律相談そのものによる救済というより社会運動の引き金としての意義を見出し<sup>(55)</sup>ていた点も同様であるだろう。また、訴訟救助の問題に関して討議した座談会において高柳賢三は「日本の社会では、最下級の人間はさういふことは要求しない、どうも日本では根本的にさういふ所が違ふ、権利思想といふ

ものが入つて来てから日が余程浅いから、極くお情けに便るといふことが多いのぢやありませんか、だから貧民窟や何かに相談所を設けてもさういふ人が余り来ない」と述べ、無産者には権利思想が浸透しておらず、法律による解決を求める発想自体が根付いていない点が問題であることを指摘している。これに加え法律鑑定部にも参加した三淵忠彦はその実態として「それは斯ういふ話がある、慶應義塾で無料法律相談所を拵へた、手紙で来る、自分で来る可なりに行数があります。僕も三四回行つて相談に乗りましたがね、見ると、どうも殆ど弁護士のところへ行くだけの資力のないと覺しき人がいない、弁護士のところへ行つて相当の報酬を払つてゐる人もありました。だからあんなものを拵へても實際利用する人が違ふ、ドン底で困つてゐる人には法律問題は起こらないのではないでせうか」との見解を加えており法律相談部の実態にも言及している。法律知識の分与が行われたとしても、困窮者たちの抱えていた問題が、現行の法律では解決不可能なケースも目立っており、東京帝国大学セツルメントにおいても、借家問題や雇用問題、女性の問題などについては、個別の相談による対応より社会問題化して組織的な解決に向かうべき問題と認識されるに至つた<sup>(56)</sup>ように新たな立法による社会構造の変革を必要とするものであつた。

以上のように、学生が法律相談に関与することによる法律臨床講義としての意義が重視されてゆく展開をみせるが、一九三二年には教育的効果のさらなる向上を目指し、今泉孝太郎の発案で鑑定方法の改革が行われて<sup>(57)</sup>いる。その方法については依頼事件の相談、鑑定について、受付から解決まですべて研究生（学生）の手で行うというものであり、学生自ら事件内容の聴取、解決方法の研究熟議を行い、鑑定員（教員）の役割はその結果に不備がないか確認する事に留めるといふものである。この方針は、学生の自主性に期待する、欧米の諸大学においても採用されていない画期的な方法であつたのであるが、「直接鑑定の結果を依頼者に知らせる場合、幾分の不安を生ずる」という欠点があつたため翌年には改められ、予審のみ学生の手で行い、判決とその申渡は予審係の学生

立ち合ひの上、先生方において行われるという方針に固まる<sup>(58)</sup>。

一方で社会奉仕という理念は、決して教育目的の背後に忘れ去られたものではなかった。一九三八年には一〇周年記念事業として、一か月間毎週日曜日を利用した巡回法律問題無料相談鑑定が実施されることとなり、本所、深川、城東、江戸川、向島の五区のセツルメントや小学校を会場とした出張鑑定を行った<sup>(59)</sup>。こうした下町方面へ出張鑑定の試みは翌年以降も実施されることとなり、戦局による学制の変更によって出張鑑定の回数を減らしながらも記録上は一九四二年までは継続したことが確認される<sup>(60)</sup>。なお、一九三八年三月に奇しくも東京帝国大学セツルメントが文部・内務当局から左翼思想運動の温床であると見做され、弾圧によって閉鎖に追い込まれており<sup>(61)</sup>、出張鑑定には帝大セツルメントに代わって法律相談の需要に応えようという意図もあつたのであろうか。戦時における法律鑑定部の活躍については、国策グラフ誌『写真週報』に「銃後に生ずる醜い紛争を防がうとするかうした学生のかくれた努力には大きな意義がある<sup>(62)</sup>」と評価されており、法律鑑定部には社会運動との結びつきといった政治性がみられなかつたことが、幸いにも戦時においても活動を継続させることを可能にしたのである。

以上のように法律鑑定部の活動は学生の研究、社会奉仕の両輪を以て実践されてきた。加えて法曹養成の目的については、一九四二年五月法学奨励委員会の設置によって充実させることが計画されている<sup>(63)</sup>。法学奨励委員会には森村市左衛門ほかからの寄付金を募り設置され、「法曹界又ハ官界ニ有ナル人材ヲ輩出セシムルタメ慶應義塾学生ヲ選抜シテ之ヲ特別ニ指導スルコトヲ目的」としたもので、個人的指導、講演会、座談会の開催、裁判所、刑務所などの見学、特別講座の開設、鑑定実習、表彰及び奨励金の交付などが事業として定められた。鑑定実習は「委員指導ノ下ニ一般ノ世人ノ依頼ニ応ジ法律問題ノ鑑定ヲ為シ以テ実社会ニ生起スル具体的問題ヲ通ジテ法律教育ヲ為ス」とあり、法律鑑定部の活動に準じている。委員には法律鑑定部の中心教授であつた宮崎澄夫、津

田利治、今泉孝太郎、義塾出身の弁護士大原信一、判事斎藤寿郎、検事青柳文雄が担当した。対象となる学生は法学部法律学科に限定せず、経済学部や高等部からの参加も可能であり、総計四八二名と多数の学生が参加を希望した。<sup>(64)</sup> この会の設置には当時の塾長小泉信三の積極的な協力もあったようであるが、津田利治は「先輩方の内心は、当時統制経済で実業界も役人に頭が上がらなかつた。だから官僚的石頭にならないような役人を塾からも大勢出さなくてはだめだ」というものであつたと推察している。法曹のみならず、行政官といった官界への進出を目的としており、実際には太平洋戦争の激化により一九四五年に自然消滅し、十分な実績は挙げられなかつたといふ。<sup>(66)</sup>

## (2) 法律鑑定部の活動の成果——法社会学的研究の兆し

法律問題研究のための資料を収集することも法律鑑定部の重要な使命であつたが、法律鑑定部の活動からは如何なる成果を得られたものであろうか。鑑定内容や担当事件に関する研究はあまり多く発表されていないが、『法学会誌』には取扱事件の件数統計などが掲載されることもあつた。<sup>(67)</sup> 或る程度まとまつた成果として代表的なものに津田利治「鑑定部の話(一)」<sup>(68)</sup>がある。以下その内容から成果をみてみよう。

この論稿の構成は二部構成となつており、前半部分が「事務統計」であり、一九二八年〜三〇年にかけての鑑定部取扱事件の統計記録である。全部で二三にも亘る表を掲載しており、鑑定部の実績を詳細に示している。以下表題のみ掲げると、1「鑑定(マ、以下同) 委 頼者数」、2「受附回数」、3「一回に受け付けたる委頼者数」、4「鑑定委頼事件数」、5「委頼者一人に対する平均事件数」、6「口頭委頼者の住所別」、7「口頭委頼者の住所府県別」、8「東京府在住口頭委頼者の住所市郡別」、9「東京市在住口頭委頼者の住所各區別」、10「書面委頼者の住所府県別」、11「事件種別」、12「人事事件内訳」、13「親族事件内訳」、14「相続事件内訳」、15「権利能力及行為能

力事件内訳」、16 「財産事件内訳」、17 「物権に関する事件内訳」、18 「債権に関する事件内訳」、19 「法人に関する事件内訳」、20 「其他の財産事件内訳」、21 「民事手続事件内訳」、22 「刑事事件内訳」、23 「行政事件内訳」となっている。口頭・書面それぞれを区分し、事件内容については特に事件全体の半数以上を占めた民事事件に関して細分化した精緻な分類を行っている。鑑定依頼事件数について具体的数値を提示すれば三年間で口頭七八四件、書面八九七件、計一六八一件もの事件を取り扱っている。特徴的なデータは依頼人の住所を地域別に分類した事である。表「口頭依頼者の住所府県別」の分類では、東京控訴院管轄区域内（東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、静岡、山梨、長野、新潟）に留まらず、若干数ではあるが福島、愛知、三重、滋賀、富山、大阪、和歌山、鳥根の遠方からの来場があり、その多くは他の用事のため上京しその暇に立寄った者であったが、福島と鳥根からの来場者には、法律鑑定部を目的としてわざわざ上京した者もあり、無料法律相談に全国的な需要があったことを窺わせる。事件の分類に関して指摘しておく、財産事件が全体の約五割四分を占めており、その中では更に債権に関する事件が約七割を占めている。債権の内最も多いものが賃貸借であり、その内訳からは借家が最も多く、次いで借地に関する事件となっている。<sup>(69)</sup>ここでは統計に関する分析や問題点の提示などは行われない。法律鑑定部の活動により、裁判には表れない人びとの意識の中にある問題が法学上の分類による統計によって提示されたことには重要な意義があるだろう。

後半は「判らぬ手紙」と題して書面事件取扱いの是非、問題点に関して論ずるものである。実際の法律鑑定部の活動における困難について検討を行ったものであり、「鑑定部は広く一般民衆を目標とするのであつて、法律上の問題に悩む人は誰でも鑑定部に於て救済されねばならぬ」という理念に基づき、書面による相談を受け付けたことは、法律鑑定部の特色でもあったが、取扱い困難な事件が頻出し法律鑑定部の事務に手数を掛ける要因ともなっていた。

書面による受付の利点については「依頼者の範囲につき、距離や時間の制限を与へないから、凡ゆる人に利用の機会を平等に与へると云ふ目的は予定通り達せられた」とされ、統計にも示された通り、内地のみならず、朝鮮、台湾、樺太、満州などからの依頼もあり広範囲の法律問題を収集することに成功している。併し以下に掲げる如くの問題点に関してはさらに具体的に例示しつつ論じられる。

第一の問題は三田通りの商人や義塾の学生といった出頭の余裕のあるものからも書面の依頼が来ることである。原則口頭、書面は例外という位置づけであり、開始二か月以降は東京市内と隣接郡居住者に対しては出頭の端書を出して対応したようである。

第二は特に書面での問い合わせは、些細な事件であることが多いということである。具体的なケースも例示されており、例えば、風呂屋での下駄の取り換えへの賠償のケースであり、「下駄一足位では生活に脅威を受くる事はあるまい」と言うように、その人にとって死活問題とならない程度の些細な事件というものである。また旧幕時代から続く寺での饗応の慣習が廃止、何とかして御馳走にありつく方法はないかといった法律問題でないものや、学生からは法律討論会の問題を事件風に作り上げた質問、敢えてひっかけ問題を出してくるものなどもあったという。

第三は技術上の困難さであり、法律問題を判断するための事実関係が明瞭でないということ、  
「一般人には法律的に重要な事項と然らざる事項との区別が出来ないから、要らぬ事ばかり長々と書き連ねるけれども、此方の知りたいと思つてゐる要点に触れて来ない」ということや、「表現方法が不完全なるために之を理解するに著しく困難を感じるもの」があるということである。

第四は依頼者自身のことについて知り得ないことであり、これは教養、職業、法律智識の度がわからず、法律用語を使うべきかなど、どのレベルで返答するかということの判断が付きづらいということである。

最後に書面事件の事務手続上の煩雑さを挙げており、以上の如く書面事件を取り扱う利点より、困難が目立っていることを主張している。結果として書面事件は取り扱い廃止へと向かうこととなり、一九二九年四月以降は書面事件取扱いの広告を廃止する消極方針を採用し、一九三〇年四月には書面事件有料化（一件につき一円）、さらに一月に廃止を決議するに至る。

特に後半部分については法律相談部運営にまつわる、いわば苦労話ではあるのだが、些細な事件として描き出されたケースなどは、従来法律学上の問題からは看過されてしまう広義の法の姿を表すものである。それは法律を利用して少しでも自分の生活を向上させようとする市井の人々の法意識を写し取った鏡でもあったのであろう。法律鑑定部における法学研究の意義について西本辰之助は以下のように評価する。

従前は法律学は演繹的科学であると考へられてゐた。併し演繹的研究を以て終始するときには法律学は結局行詰まりとなる虞れがある。法律学に生氣を帯びしむるには帰納的研究方法を併用することは必要であると考へる。近来に於ける判例研究の流行は此の必要が認められて来た結果に外ならないと思ふ。併し帰納的研究は材料が豊富であればある程其結果の正確を得るは明らかであるに係はず、判決の生ずる場合は恐らく社会の法律問題の数千乃至数万分の一に過ぎないことは前に述べた通りであるとすれば其研究材料として極めて貧弱であること言を俟たないのである。鑑定部の事業は此の材料蒐集の一手段となり得る。<sup>(70)</sup>

エールリツヒを翻訳<sup>(71)</sup>し、自由法学に関心を抱いていた西本によって法学の帰納的研究方法の必要性が強調されたのであり、「生氣を帯びた法理の探究のためのケースを提供するものとして法律鑑定部を位置付けている。

また、神戸寅次郎の法解釈論の特徴は精緻極まる理論構成であり、立法政策や社会状況といった事実事象に立

脚したもので、実際の生活関係に乖離しないものと考えられている<sup>(72)</sup>。それは「法律は所謂社会の反響で、写真」<sup>(73)</sup>との法律観にも示される通りであり、特に益々複雑化する社会に適応可能な「実学」としての法学研究を可能にするものとして、法律鑑定部の役割に期待し、その設立に尽力したのである。神戸は一九二八年三月に法学部長を退任する。法律鑑定部はまさに義塾法学部「育ての親」<sup>(74)</sup>の最後の改革であり、神戸法学の集大成ともいえる法学の実践の場でもあった。

おわりに

本稿では、法律鑑定部の設立の経緯や Legal Aid Clinic としての理念、取り組みの実態などを明らかにしてきた。その特徴は社会奉仕を目的の一つとしつつも、特定の階級の救済に限局することなく、幅広く相談窓口を開き、社会全体の法的問題を把握するための実践の場となったことである。西本は「法律相談鑑定の実業は未だ他の大学に於て試みられてゐない、仮に試みられたとしても成功した先例がない。従て他に採て以て範とすべきものがない、所謂吾より古を成すの気概を以て当たらなければならぬ」<sup>(75)</sup>と鑑定の任に当たる者たちを励ました。法律相談部に参加した鑑定員、学生たちは裁判にならない法律問題の多様性に気づかされたものであったことが想像される。

法律鑑定部の成果として、鑑定を担当した津田利治、今泉孝太郎、宮崎澄夫といった法律家たちの研究に、法律鑑定部の成果がどのように反映されたか、また法曹養成の実績にどのような影響があったかという点に就いては、今後さらに検討してゆきたいと思う。

- (1) 伊藤孝夫「大正デモクラシー期の法と社会」京都大学学術出版会、二〇〇〇年、八二―八八頁。
- (2) 高橋裕「日本における法律相談の源流」仲裁ADR法学会編『仲裁とADR』第一六号、商事法務、二〇二一年、二二頁。上田理恵子「大正期における民事訴訟法改正作業と在野法曹」熊本大学教育学部紀要 人文科学』第五一号、二〇〇二年、五頁。法律相談を法律扶助事業の一つとして捉えるものとして、野間繁『無産者救護制度体系』章華社、一九三四年、渡辺信『法律扶助制度に関する実証的研究』法務総合研究所、一九七四年。尾崎昭夫「法律扶助の萌芽」財団法人法律扶助協会三〇周年記念誌編集委員会編『法律扶助の歴史と展望』財団法人法律扶助協会、一九八二年なども参照。
- (3) 大田雅夫『増補 大正デモクラシー研究』新泉社、一九九〇年、二五四頁、伊藤前掲、五〇―五二頁。
- (4) 小柳春一郎『震災と借地借家』成文堂、二〇〇三年参照。
- (5) 太田宗志「團藤重光と東京帝国大学仏教青年会」関係史料の紹介と仮目録―『社会科学研究年報』四八、二〇一七年、一三二頁。
- (6) 福島正夫・石田哲一・清水誠編『回想の東京帝大セツルメント』日本評論社、一九八四年、三一―一、三八二―三八三頁。東京帝国大学セツルメントに関しては、各分野から多数の研究がなされているが法律相談部に関する最近の研究として富江直子「東京帝国大学セツルメント法律相談部の経験―歴史社会的考察のための研究ノート―」『人文社会科学論集』第四号、二〇二五年。
- (7) 中川善之助『法律相談三〇年』民主教育協会、一九五七年、七―二二頁。
- (8) 佐上善和「雉本朗造と日本法律研究所」『立命館法学』二〇一・二号、一九八九年、四一―五頁。なお、私学では最も早い時期に設置されたが、そこには立命館が大学昇格を控えていたことや現職帝大教授の実際活動に対する批判を回避する意図があったことが指摘されている。同論文、四一―六頁。
- (9) 『法律相談の実態―一九七五―』日本弁護士連合会調査室、一九七五年、九頁。
- (10) 「事業報告」『法学紀要』第六卷、日本大学法学研究所、一九六四年、五六―三頁。
- (11) 慶應義塾編・発行『慶應義塾百年史 中巻(後)』一九六四年、二四―一頁。
- (12) 内池慶四郎・新田敏・森征一・北居功・岩谷十郎「師が学んだ三田法学 座談会(一)」慶應義塾大学法学部編

『語り継ぐ三田法学の伝統』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、九九—一〇二頁では法律鑑定部の特徴について若干の検討がなされている。

(13) 『法学会会報』『法学会誌』第二一号、慶應義塾大学法学会、一九三五年、一六五頁。以下、『法学会誌』は慶應義塾大学法学会発行のものとする。

(14) 荒邦啓介「『法学全集』にどう人びと——『実学』としての法学」出口雄一・小石川裕介編『法学者たちと出版——戦後日本法学の知的プラットフォームをたどる』弘文堂、二〇二五年、七一—七二頁。

(15) 美作太郎『戦前戦中を歩む——編集者として』日本評論社、一九八五年、二二七頁。

(16) 末弘厳太郎「帝大セツトルメントを通して見たる法律」〔法理研究会記事〕『法学協会雑誌』第四四巻四号、一九二五年、一三九—一四〇頁。

(17) 大学拡張運動については、田中征男『大学拡張運動の歴史的研究』野間教育研究所、一九七八年、山本珠美『近代日本の大学拡張』学文社、二〇二〇年参照。

(18) 幹事は塾長を補佐し教務・庶務・経理といった塾務一般を処理するために設置された役職、財団法人設置に伴い複雑化する塾務への対応を期し、塾長を補佐することが求められた。一九〇八年大学部教員石田新太郎が就任し、役職としては一九二三年の規約改正で石田が理事に就任するまで存在した。『慶應義塾百年史 中巻(前)』五六三頁以下。

(19) 石田新太郎「義塾教育に関する卑見」『三田評論』二七二号、一九二〇年、一一八頁。

(20) 『慶應義塾百年史 中巻(後)』八七頁。

(21) 例えば「最高学府開放の先駆」を銘打ち、夏期休暇期間に一般公衆に対し経済、社会、思想、政治、衛生などの講座を開講する計画がなされている。『三田新聞』四四号、一九二〇年五月二四日。

(22) 金原賢之助「大学植民に就いて」『三田評論』二九五号、一九二二年、三三頁。

(23) 石田による学問の通俗化は慶應義塾内のすべての教員が同調したものではなく、例えば文学部教授川合貞一は「大学なるものは特権階級の私有すべきものではなくして、一般民衆に公開さるべきものである」と云ふやうな思想が起つて来ることになった。かう云ふ思想の起つて来るやうになったのは、即ちデモクラチックな近代思潮の然らしめ

たものであつて、其の事自体に於ては甚だ喜ぶべきではあるが、併し科学の結果を伝へるのに急なるが為に大学其物のより重大な任務を等閑に附すると云ふやうな傾がないでもない」とし、大学の最も重要な任務は研究にあるとの見解を示す。川合貞一「大学の任務」『三田評論』三三二号、一九二四年、一一二頁。

(24) 同時期に理財学会、文学会も組織されており、これらが大学部学生を主体とする研究会組織であつた。『慶應義塾百年史 中巻(前)』三四五頁。

(25) 『慶應義塾百年史 中巻(後)』二二七頁。

(26) 岩谷十郎「『法学会誌』」(コラム 法学部機関誌の今と昔) 慶應義塾大学法学部編『語り継ぐ三田法学の伝統』

慶應義塾大学出版会、二〇〇六年)、八九頁、岩谷十郎「『法学会誌』」慶應義塾史事典編集委員会編『慶應義塾史事典』慶應義塾、二〇〇八年、二〇四頁。

(27) 「座談会 三田法曹会の五十年」『三田法曹会の五十年』三田法曹会、一九八二年、二二—二三頁、津田利治「法学会維新史」『法学会誌』第二二二号、一九四〇年、六一—七頁。

(28) 『三田新聞』第二〇二号、一九二七年一〇月二六日。

(29) 「官私大学消息」『法律新聞』第二二二五号、一九二四年二月八日。記事では慶應義塾の法科生が国家試験を志向しない要因を慶應義塾大学部法律科設置の沿革と大平民福沢諭吉の在野精神といった塾風に由来するものとしている。

(30) 「法学会会則」『法学会誌』創刊号、一九三〇年、一一—三頁以下。

(31) 前掲「座談会 三田法曹会の五十年」二二頁。

(32) 津田知治(三年)「法律鑑定部に就いて」『法学会誌』創刊号、一九三〇年、九八—九九頁。

(33) 『三田新聞』第二三六号、一九二九年五月二八日。

(34) 「慶應義塾で法律の無料相談 十一日から毎土曜日 三教授が面接して応答」『朝日新聞』一九二八年二月五日東京朝刊。

(35) 宮崎澄夫「三田法曹会と慶應義塾」『三田法曹会の五十年』三田法曹会、一九八二年、八二頁。

(36) 今泉の経歴は「今泉孝太郎名誉教授略歴(今泉孝太郎先生追悼記事)」『法学研究』第六八巻第六号、一九九五年、一五—三頁参照。

- (37) 今泉孝太郎「法律扶助運動」『三田評論』三八八号、一九二九年、三三一―三五一頁。
- (38) 今泉孝太郎「法律相談鑑定部批判」『法学会誌』第三号、一九三一年、六二頁以下。記事内容は法律扶助臨床講義に関して米国のラジオ放送で議論された積極論、消極論を伝えるものである。
- (39) なお、東京帝国大学セツルメント法律相談部に法律臨床講義としての意義付けを行った穂積重遠は、米国の法律扶助事業、法律臨床講義を紹介する「裁判所の簡易化(一)〜(五)」『法学協会雑誌』三八卷四―八号、一九二〇年を發表している。
- (40) 今泉孝太郎「米國諸大学に於ける法律臨床講義 (Legal Clinic) の実状」『法学会誌』第四号、一九三一年、一二三頁以下。
- (41) ウィグモアの慶應義塾大学法律科における教育については、岩谷十郎「ウィグモアの法律学校」『法学研究』第六九卷第一号、一九九六年、一七五頁以下。
- (42) John H. Wigmore, *THE LEGAL CLINIC, Illinois Law Review 12, no. 1 (1917): 35-38.*
- (43) 神戸寅次郎がリーガルクリニックに関して直接にウィグモアから意見を聞いたかという点は資料的制約から実証できないが、一八九三年にウィグモアが帰国した後も両者の交流は続いており、何らかの示唆があったことが想像される。交流については、例えばウィグモアは著書が出版されると神戸に贈呈していたことなどがある。神戸寅次郎「挨拶」『法学会誌』創刊号、一九三〇年、二頁。
- (44) John H. Wigmore, "League of Nations Conference on Legal Aid," *Journal of the American Jurisprudence Society* 7, no. 4 (December 1923): 133-134. この会議については高柳賢三が参加しており、その内容については高柳賢三「現代法律思想の研究」改造社、一九二七年、三九九頁以下参照。
- (45) ウィグモアの法律扶助活動の関わりについては「今まで学長室で『レクス・バルバロウム』のテキストの分析に熱中してゐた先生は、時間が来ると席を蹴つて、階下の『オフィス』にうつつて、学生の法律扶助事業に参加する」、「法律扶助事業に熱心な先生は『貧民刑事』としてカノナイズされた『セント・アイヴィス』が殊に好きである」と語られている。高柳賢三「米英の法律思潮」海口書店、一九四八年、二八三―二八四頁。
- (46) 井上廉直(法本科三年)「鑑定部五周年に際し其使命を論ず」『法学会誌』第七号、一九三三年、七七頁。

- (47) 西本辰之助「法律相談鑑定部に就て」『三田評論』三二六八号、一九二八年、一二頁。新聞広告については前掲「慶應義塾で法律の無料相談 十一日から毎土曜日 三教授が面接して応答」『朝日新聞』や、「慶大教授連の無料法律相談 十一日から全国に」『読売新聞』一九二八年二月五日朝刊がある。
- (48) 『三田新聞』第二〇七号、一九二八年二月七日。
- (49) 野間前掲、七六五頁。なお、明治大学は相談者に無資力たることを証する書面が求められたが、東京帝大セツルメントでは書面まででは必要とされていない。
- (50) 西本前掲、一三一―一五頁。
- (51) 津田知治前掲、九八頁。
- (52) 峯村光郎「鑑定部の創設と法学会館建設の話」『法学会誌』第七号、一九三三年、六七頁。
- (53) 「帝大セツルメント十二年史 法律相談部史」福島正夫・石田哲一・清水誠編『回想の東京帝大セツルメント』一九八四年、日本評論社、三四八頁。
- (54) 末弘巖太郎「セツルメント」岩波茂雄編『岩波講座 教育科学 第十冊』岩波書店、一九三二年、一七頁。
- (55) 「弁護士其他司法問題座談会」『法曹公論』三四卷第一〇号、日本弁護士協会、一九三〇年、四一―四二頁。
- (56) 富江前掲、三〇六頁。
- (57) 「法律鑑定部部報」『法学会誌』第六号、一九三二年、一七四―一七五頁。
- (58) 「法律鑑定部部報」『法学会誌』第八号、一九三三年、一五九頁。
- (59) 「法律鑑定部創業十周年記念事業 巡回法律問題無料相談所について」『法学会誌』第一八号、一九三八年、八二―八三頁。
- (60) 「法律鑑定部部報」『法学会誌』第二五号、一九四二年、一〇七―一〇八頁。一九四二年の出張鑑定は休暇中に近県まで出張する計画も立てられ、東京には見られない用益物権に関する問題も取り扱うことが期待されている。
- (61) 福島正夫「穂積・末弘両博士とセツルメント事業」福島正夫・川島武宜編『穂積・末弘両先生とセツルメント』東京大学セツルメント法律相談部、一九六三年、八八―八九頁。
- (62) 「学生生活もこのやうに」内閣情報部編集『写真週報』第一三八号、一九四〇年一月一六日。『写真週報』刊行

の目的と展開に関しては、玉井清編著『写真週報』とその時代 上』慶應義塾大学出版会、二〇一七年、二―四二頁参照。

- (63) 「法学奨励委員会設置さる」『三田評論』五三五号、一九四二年、三四―三五頁。
- (64) 宮崎澄夫「法学奨励委員会の活動に就て」『三田評論』五三九号、一九四二年、一二頁。
- (65) 前掲「座談会 三田法曹会の五十年」、三七頁。
- (66) 法学奨励委員会の成果の一部が報告されており、鑑定実習については「既に深川区東川国民小学校、向島区寺島第二国民学校等に於てこれを実施し多大の成果を収めた」とされている。宮崎前掲、一三頁。
- (67) 法律鑑定部「法律鑑定部事業報告」『法学会誌』第二二号、一九四〇年、五七―六六頁。
- (68) 津田利治「鑑定部の話（二）」『法学会誌』第二号、一九三〇年、四七―九一頁。
- (69) 東京帝大セツルメントにおいても借家借地事件の件数が最も多いことが知られており社会問題としての借地借家問題の広がりが見える。前掲「帝大セツルメント十二年史 法律相談部史」、三八七頁。また、一九二二年借地借家調停法が制定されたが、穂積重遠は法律相談において調停制度を積極的に活用し事件を解決する方法を指示していたことが知られている。平野義太郎・船橋諄一・枝吉勇・為成養之助・福島正夫・磯野誠一「柳島セツルメント―大正末期の大学拡張運動と穂積・末弘両博士の法学―座談会2」『法律時報』四五卷八号、一九七三年、一六四頁。
- (70) 西本前掲、一六頁。
- (71) 西本辰之助「エールリッヒの自由なる法律発見及び自由法学（一、二）」『法学研究』第七卷一、四号、一九二八年。
- (72) 拙稿「神戸寅次郎のドイツ留学と法学通論講義」『近代日本研究』三六卷、二〇二〇年、一二五頁。
- (73) 神戸寅次郎「擬創見」『慶應義塾学報』九八号、一九〇五年、二三頁。
- (74) 『慶應義塾百年史 別巻（大学編）』四四五頁。
- (75) 西本前掲「法律相談鑑定部に就て」、一二頁。